

第4補給処公示第63号

令和8年4月10日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第4補給処調達部長  
宇賀 靖展

入札及び契約心得(平成20年5月29日第4補給処公示第45号)の一部改正について

入札及び契約心得を別表のとおり改正しましたのでお知らせします。

旧	新
<p>11.12 <u>インセンティブ契約制度</u></p> <p>11.12.1 製造請負契約、役務請負契約その他履行に際して加工工程を要する契約であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したものを締結する場合に、当該契約に<u>インセンティブ契約制度</u>に関する特約条項を付して適用する。</p> <p>11.12.3 相手方が<u>インセンティブ契約制度</u>の適用申請を行うときは、<u>原価改善提案書</u>又は<u>原価改善申告書</u>（別紙様式第11-3号）を提出しなければならない。</p>	<p>11.12 <u>生産性向上推進制度</u></p> <p>11.12.1 製造請負契約、役務請負契約その他履行に際して加工工程を要する契約であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したものを締結する場合に、当該契約に「<u>生産性向上推進制度の適用を受ける契約</u>」に関する特約条項を付して適用する。</p> <p>11.12.3 相手方が<u>生産性向上推進制度</u>の適用申請を行うときは、<u>原価改善申請書</u>（別紙様式第11-3号）を提出しなければならない。</p> <p>11.12.4 <u>相手方は分支担当官に工程改善等の支援を求めることができる。その場合、工程改善等の支援の対象となる契約に付与された生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項に基づき、工程改善等の支援申請書</u>（別紙様式第11-8号）を提出しなければならない。</p> <p>11.12.5 <u>分支担当官は、工程改善等の支援を実施することを決定した契約の全てについて、当該工程改善等の支援の実施に着手する日の前日までに「工程改善等の支援に関する特殊条項」を付すものとする。</u></p>

- 11.12.4 分支担当が原価改善提案を採用決定し、又は、原価改善申告を認定した場合は、確認書（別紙様式第11-4号）を相互に取り交わすものとする。
- 11.12.5 分支担当は、11.12.4に規定する確認書を取り交わした場合には、申請契約について、「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項（原価改善提案書等に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項）」を付すものとする。
- 11.12.6 分支担当は、11.12.4に規定する確認書を取り交わした場合には、15日以内にインセンティブ契約制度の適用を受ける契約への新規参入の申込みに関する公示を掲示板及びホームページに掲示し、制度の適用を受ける期間において新規参入を募るものとする。
- 11.12.7 分支担当は、11.12.6に規定する公示に対し、新規参入を希望する者からの申込み（別紙様式第11-5号）があり、当該申込みを審査した結果、該者が新規参入者として適正であると判定した場合には、以後の契約を当初の相手方と新規参入者との指名競争契約によって契約するものとする。
- 11.12.6 分支担当が原価改善申請を認定した場合は、生産性向上推進制度に関する確認書（以下「確認書」という。）（別紙様式第11-4号）を相互に取り交わすものとする。
- 11.12.7 分支担当は、11.12.6に規定する確認書を取り交わした場合には、申請契約について、「生産性向上推進制度の適用を受ける契約に関する特約条項（原価改善申請に係る確認書によるコスト削減額を保証する契約に適用する特約条項）」（以下「実施特約」という。）を付すものとする。
- 11.12.8 分支担当は、11.12.6に規定する確認書を取り交わした場合には、15日以内に生産性向上推進制度の適用を受ける契約への新規参入の申込みに関する公示を掲示板及びホームページに掲示し、制度の適用を受ける期間において新規参入を募るものとする。
- 11.12.9 分支担当は、11.12.8に規定する公示に対し、新規参入を希望する者からの申込みがあった場合は、当該新規参入者との間で、確認書と同等以上のコスト削減を補償する確認書面を取り交わした上で、当該新規参入者と当初の契約の相手方等のいずれにも適用できるものとするための修正を加えた実施特約を付する条件による指名競争入札等を行うものとする。

- 11.12.8 11.12.7の規定による指名競争入札の入札者は、インセンティブ料(新規参入者にあつては、それに相当する額として、11.12.12に規定する価格削減インセンティブ料)を含んだ価格によって入札を行うものとする。
- 11.12.9 11.12.7の規定による指名競争入札により、新規参入者が落札した場合には、契約の締結に先立って、当該新規参入者は、価格削減確認書(別紙様式第11-6号)を提出し、当初の相手方が受けていた制度の適用終了年度において、当該相手方が約定していた価格以下の価格で履行することを約束するものとする。ただし、制度の適用を受ける契約に関し、当該新規参入者が落札するのが2回目以降の契約であつて、過去に同種契約に係る価格削減確認書を提出している場合にはこの限りではない
- 11.12.10 分支担当は、制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者と契約を締結するときは、「インセンティブ制度の適用を受ける契約に関する特約条項(価格削減確認書による価格削減額を保証する契約に適用する特約条項)」を付して契約を締結するものとする。
- 11.12.11 分支担当は、新規参入者が11.12.9に規定する価格削減確認書の提出を拒んだ場合には、指名競争入札における
- 11.12.10 11.12.9の規定による指名競争入札の入札者は、インセンティブ料を含んだ価格によって入札を行うものとする。
- 11.12.11 11.12.9の規定による指名競争入札により、新規参入者が落札した場合には、契約の締結に先立って、当該新規参入者は、確認書面に基づき、当該相手方が約定していた価格以下の価格で履行することを約束するものとする。ただし、制度の適用を受ける契約に関し、当該新規参入者が落札するのが2回目以降の契約であつて、過去に同種契約に係る確認書面を提出している場合にはこの限りではない。
- 11.12.12 分支担当は、制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者と契約を締結するときは、実施特約を付して契約を締結するものとする。
- 11.12.13 分支担当は、新規参入者が11.12.9に規定する確認書面を取り消した場合には、指名競争入札における落札を取消

落札を取り消し、当初の相手方との随意契約を再開するものとする。新規参入者が価格削減確認書の約束を破棄し、契約を解除した場合においても同様とする。

11.12.12 制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者と契約するのが初回で、価格削減確認書を提出する以前に落札した契約を締結する場合には、価格削減インセンティブ料は新規参入者の落札した価格に含まれるものとし、当初の相手方がコスト削減を行う前の契約金額と、新規参入者が落札した価格との差額を価格削減インセンティブ料とみなすものとする。

11.12.13 分支担官は、制度の適用を受ける期間において、当初の相手方及び新規参入者の双方が契約の締結を希望する限り、指名競争契約によって契約することを基本とするものとする。

なお、いずれか一方の者が指名競争契約に係る入札への参加を辞退した場合には、他方の者との随意契約によって契約するものとする。

別紙様式

第11-3号

原価改善提案書又は原価改善申告書

第11-4号

インセンティブ契約制度に関する確認書

し、当初の相手方との随意契約を再開するものとする。新規参入者が確認書面又は実施特約を履行しなかった場合においても同様とする。

11.12.14 制度の適用を受ける契約に関し、新規参入者と契約するのが初回で、価格削減確認書を提出する以前に落札した契約を締結する場合には、インセンティブ料は新規参入者の落札した価格に含まれるものとし、当初の相手方がコスト削減を行う前の契約金額と、新規参入者が落札した価格との差額をインセンティブ料とみなすものとする。

11.12.15 分支担官は、制度の適用を受ける期間において、当初の相手方及び新規参入者の双方が契約の締結を希望する限り、指名競争契約によって契約することを基本とするものとする。

なお、いずれか一方の者が指名競争契約に係る入札への参加を辞退した場合には、他方の者との随意契約によって契約するものとする。

別紙様式

第11-3号

原価改善申請書(付紙1)

第11-4号

生産性向上推進制度に関する確認書 (付紙2)

第 1 1 - 5 号

インセンティブ契約制度の適用を  
受ける契約への入札参加申請書

第 1 1 - 5 号

生産性向上推進制度の適用を受け  
る契約への入札参加申請書（付紙 3）

第 1 1 - 8 号

工数改善等の支援申請書（付紙 4）

## 原価改善申請書

- 1 申請案件
- 2 申請番号
- 3 申請年月日
- 4 申請事業者名等
- 5 担当者の所属・氏名・番号
- 6 申請案件と同内容の技術変更提案の有無
- 7 形態管理との関連
- 8 受理欄（受理者記入）
- 9 運用する装備品等の名称、型式、製造番号、納入年度等
- 10 申請の内容
- 11 申請の対象となる契約

- 1 2 申請に添付する資料
  
- 3 申請によって影響を受ける事項
  
- 1 4 変更される部品等
  
- 1 5 変更に必要なとする器材等
  
- 1 6 変更を要する技術資料
  
- 1 7 確認試験の要否及び内容
  
- 1 8 コスト削減額の見積
  
- 1 9 既納品への処置
  
- 2 0 契約納期への影響
  
- 2 1 審議項目に対するチェックリスト  
付紙のとおり
  
- 2 2 その他事項

## 審議項目に対するチェックリスト

提案件名:【※申請契約の件名を記載】

### 1. 原価改善申請の内容の妥当性

## 2. 原価改善取組とコスト削減との因果関係及びコスト削減の実現可能性

検討事項	検討結果
<p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあつては、契約履行方法に変更があることが明白であること。</p> <p>(イ) 生産効率の向上による原価改善の場合にあつては、特定の工程又は製品若しくは部品に係る計数の改善を実績資料等により確認できること。</p>	
<p>イ 原価改善取組に起因して納期に変更を生じていないこと。ただし、調達要求元が納期の変更を認めた場合は、この限りでない。</p>	
<p>ウ 前記のほか、原価改善取組に起因して仕様に変更を生じていないこと。ただし、仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であつて、じ後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に許容し難い支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元がこれを認めたときは、この限りでない。</p>	

検討事項	検討結果
<p>原価改善取組とコスト削減との因果関係があること。</p>	
<p>提案事業者の経費削減による調達価格の低減が可能であること。</p>	

## 3. コスト削減額の適正性

検討事項	検討結果
必要経費の有無及び計上方法	
低減工数の計上方法	
コスト削減額の計上方法	

## 原価改善申請書【記入例及び注意事項】

### 1 申請案件

〇〇の〇〇工程の改善

※ 部外力を活用した工程改善等の支援を利用した結果に基づく改善の場合、その旨を記載するとともに支援対象を特定する文書（「工数改善等支援実施の可否について（通知）」など）を記載すること

### 2 申請番号

〇〇－〇〇号

### 3 申請年月日

### 4 申請事業者名等

ア 住所

イ 会社名

ウ 代表者名

### 5 担当者の所属・氏名・番号

### 6 申請案件と同内容の技術変更提案の有無

※ 有の場合は承認文書の発簡記号、番号及び年月日を記載の上、当該文書を添付すること

※ 無の場合は「無」と記載すること

### 7 形態管理との関連

訂正受理（受理年月日：〇〇.〇〇.〇〇）

※ 1 有り、無し of 区分について記載すること

※ 2 有りの場合については理由も示すこと

### 8 受理欄（受理者記入）

※ 1 受理、訂正受理、不受理の区分について記載すること

※ 2 受理、訂正受の場合は受理年月日を記載すること

※3 不受理の場合は、理由と不受理決定日を記載すること

## 9 運用する装備品等の名称、型式、製造番号、納入年度等

### 10 申請の内容

#### 11 申請の対象となる契約

※ 調達要求番号、契約品名、契約金額、認証番号・認証年月日、契約方式・契約方法、数量・納期、担当地方防衛局等について記載

#### 12 申請に添付する資料

○○を示す資料

#### 13 申請によって影響を受ける事項

※ 安全性、信頼性、整備性、操作性、互換性、耐久性、性能、電子計算機プログラム、関連機器等、質量、重心、容積、試験、補用品、官給品等について記載

#### 14 変更される部品等

※1 有り、無しの区分について記載すること

※2 有りの場合については該当部品を示すこと

#### 15 変更に必要なとする器材等

※1 有り、無しの区分について記載すること

※2 有りの場合については該当器材等を示すこと

#### 16 変更を要する技術資料

※1 有り、無しの区分について記載すること

※2 有りの場合については該当技術資料を示すこと

#### 17 確認試験の要否及び内容

※1 必要、不要の区分について記載すること

※2 必要の場合については該当部品を示すこと

#### 18 コスト削減額の見積

※ 部品等の価格変動、技術変更に要する経費、試験に要する経費、削減される経費

1 9 既納品への処置

※ 1 必要性あり、必要性なしの区分について記載すること

※ 2 必要性ありの場合については該当品を示すこと

2 0 契約納期への影響

※ 有り、無しの区分について記載すること

2 1 審議項目に対するチェックリスト

付紙のとおり

2 2 その他事項

生産性向上推進制度に関する確認書

甲及び乙は、乙の原価改善申請に関し、生産性向上推進制度に関する特約条項（以下「特約条項」という。）第 8 条第 1 項に基づき、次のとおり確認する。なお、この確認書と特約条項に相違が生じた場合には、特約条項の規定が優先されるものとする。

1 申請契約に関する事項

番号	調達要求番号	契約件名	契約金額 (税込)	契約締結日
1				
2				
3				

2 生産性向上推進制度に関する事項

- (1) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の範囲
  
- (2) 生産性向上推進制度の適用期間
  
- (3) 原価改善取組の方法
  
- (4) 原価改善取組に係る調達数量
  
- (5) 原価改善取組によるコスト削減額
  
- (6) コスト削減後の対象工程等原価及び内訳

うち、直接材料費	うち、直接経費	うち、加工費（該当工数）

## (7) 適用期間の各年度でのインセンティブ料

インセンティブ料	原価改善申請の認定決定日から契約締結日までの経過年数				
	1年度目 以内	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
補填 インセンティブ料	円	円	円	円	円
報奨 インセンティブ料	円	円	円	円	円

## (6) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項

## (7) その他の必要な事項

年 月 日  
第 号

甲

乙

## 生産性向上推進制度に関する確認書【記入例】

### 2 生産性向上推進制度に関する事項

- (1) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の範囲
  - 〇〇式〇〇〇の製造
  - 〇〇式〇〇〇の修理役務
- (2) 生産性向上推進制度の適用期間
  - 平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日（5年間）
- (3) 原価改善取組の方法
  - 〇〇工程における溶接方法の変更（細部は別添資料のとおり）
- (4) 原価改善取組によるコスト削減額
  - 1機あたり〇〇円（税抜）
- (6) 生産性向上推進制度の適用を受ける契約の取扱いに関する事項
  - 申請契約が特約条項第11条第2項第1号に該当することが確認されたことから、甲が行う公示により新規参入者が確認されない限り、生産性向上推進制

発簡年月日

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第4補給処調達部長

殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

生産性向上推進制度の適用を受ける契約への入札参加申請書

【インセンティブ料及び適用方式の記載例】

公示番号（年月日）	
契約件名	
制度の適用終了年度	
制度適用終了年度	
契約金額（単価）	

上記契約物品については、当社が新規参入するのに必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望しているため、入札に参加したく申請します。

添付書類：

工数改善等の支援申請書

- 1 支援の対象
- 2 支援申請年月日
- 3 支援先事業者名等
- 4 担当者の所属・指名・番号
- 5 受理欄（受理者記入）
- 6 支援の内容
- 7 申請契約
- 8 工程改善等の支援に関する希望事項等
- 9 添付資料
- 10 その他

## 工数改善等の支援申請書【記入例及び注意事項】

### 1 支援の対象

【記入例】 ○○の○○工程の改善

### 2 支援申請年月日

### 3 支援先事業者名等

【記入例】 ア 住所  
              イ 会社名  
              ウ 代表者名

### 4 担当者の所属・指名・番号

### 5 受理欄（受理者記入）

※不受理の場合は、理由と不受理決定日を記載すること  
契約方式・契約方法、数量・納期について記載

### 6 支援の内容

### 7 申請契約

※契約管理番号、契約品名又は件名、契約金額、契約番号・契約年月日

### 8 工程改善等の支援に関する希望事項等

※希望する支援実施時期、想定されるモニタリングきかんとうについて記載

### 9 添付資料

【記入例】 ○○を示す資料

### 10 その他